

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）片山地区）を行うことについて平成27年9月24日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成27年10月8日から同月28日まで縦覧に供する。

平成27年10月2日

香川県知事 浜 田 恵 造